

**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における  
部局間協定校への交換留学ならびに研究指導委託における海外渡航について**

2021年4月14日  
大学院教育学研究科・教育学部  
国際交流委員会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における部局間協定校への交換留学ならびに研究指導委託における海外渡航について、国際交流委員会において以下の通りの方針とする。

- (1) 渡航の基準を、原則的に外務省による感染症危険情報レベル1以下とする。
- (2) ただし、部局間協定校への研究指導委託派遣については、個々のケースを国際交流委員会において検討する。
- (3) 研究科による渡航可否の判断の前に渡航準備（ビザ申請等の渡航に係る諸手続き）を行うことは、学生本人の責任とする。
- (4) 学生は渡航における危険、帰国に係る状況（費用の自己負担、レベル引き上げとなった場合の帰国要請、日本入国に際する情報等）も十分理解していることが必要。

**【参考】**

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)